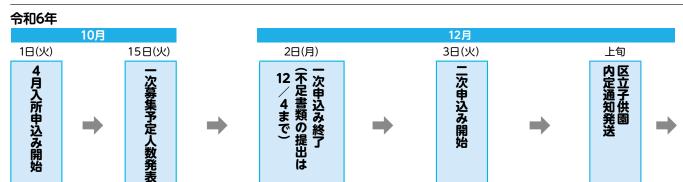
2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ

【1】令和7年4月入所



具体的な流れ及び注意事項



- ●区ホームページや杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぽよ」から確認できます。
- ●相談は電話で、提出は電子申請または郵送でお願いします。



- ②保育施設を選ぶ
- ●申込み前に施設の様子の見学をお勧めします。見学等は、直接施設に申込みしてください。
- ●施設によって、利用できる年齢・開所時間等が異なりますので、ご確認ください。
- ●過去の申込み状況等は区ホームページを参照してください。

③必要書類を準備する

●必要書類については、P10~12を参照してください。

【提出書類の注意点】

就労証明書や診断書などは、申込日の前月1日以降に証明・取得したものをご提出ください。

- ●保育課認定・入園係と子どもセンターで下表のとおり受付けています。 ※子どもセンターは、予約制です。直接、各子どもセンターに予約してください。
- ●各施設の募集予定人数は10月15日(火)から窓口または区ホームページで確認できます。
- ●障害児保育、杉並区から転出予定の方は、子どもセンターでは受付けできません。

	受付期間	送付先	
電子申請	12月2日午後5時送信完了分まで	保育課認定・入園係	
郵送	簡易書留・レターパック等で12月2日午後5時(必着)まで	体目标	

受付場所及び受付期間

	場所	区役所 保育課認定・入園係	子どもセンター(予約制)			
		東棟3階6番窓□	裏表紙参照			
	期間	令和6年10月1日~令和6年12月2日				
		土・日・祝日は除く				
	受付時間	午前8時30分~午後5時				
	障害児保育等の申込みの方	10月16日~10月22日	_			
	杉並区から転出予定の方	転出先の申込期限まで P21参照	_			
	※十・口・祝口け季託での対応けしていません					

※土・日・祝日は電話での対応はしていません。



4申込み

- **(5)-2** (5)-1
- 必要性あり 必要性なし

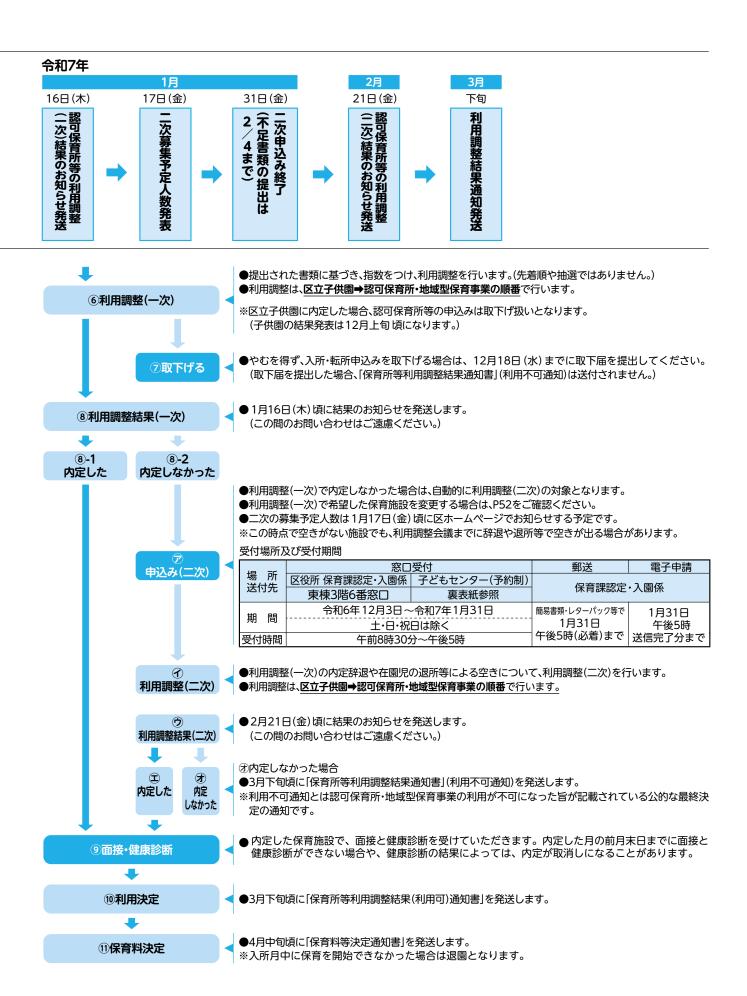
次ページへ

- 保育の必要性がない旨の通知をします。
- ●提出された書類に基づき保育の必要性の審査及び認定を行います。(P5参照)
- ●担当者が家庭(職場)訪問や、電話などで調査することがあります。

(5-1 必要性あり)

- ・新規申込みの方には、1月中旬頃に認定通知書を発送します。
- ・認定通知書は、入所面接時に必要となります。大切に保管してください。

(5-2 必要性なし)



【2】令和7年5月~令和8年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

- ●募集予定人数は入所希望月の前々月末頃に区ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」でお知らせします。ただし、 1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いためお知らせできません。
 - 掲載時点で空きがない施設でも、利用調整会議までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。
- ●申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)
- ●障害児保育、杉並区から転出予定の方の申込みは、各子どもセンターでは受付けできません。

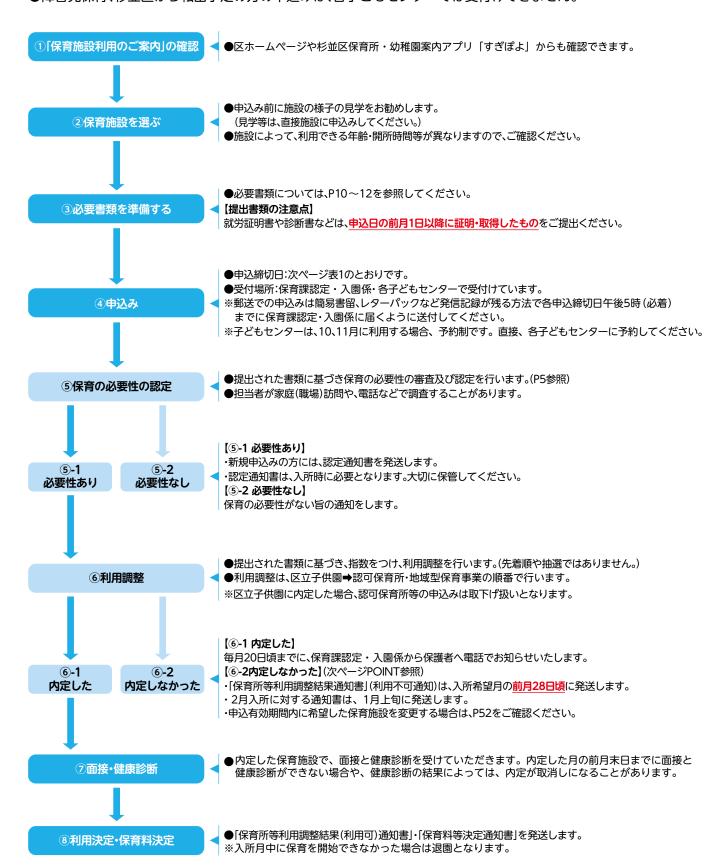


表1【申込締切日】※申込締切日の午後5時送信完了分まで

入所希望月	申込締切日		
令和7年5月入所	令和7年4月10日(木)		
6月入所	5月12日(月)		
7月入所	6月10日(火)		
8月入所	7月10日(木)		
9月入所	8月12日(火)		
10月入所	9月10日(水)		
11月入所	10月10日(金)		
12月入所			
令和8年1月入所 ※1	11月10日(月)		
2月入所 ※1			
3月入所	3月入所の募集はありません		

^{※1:1・2}月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

表2【申込有効期間】

申込書提出日	申込有効期間		
令和6年11月	令和7年5月入所分まで		
12月	6月入所分まで		
令和7年1月	7月入所分まで		
2月	8月入所分まで		
3月	9月入所分まで		
4月	10月入所分まで		
5月	11月入所分まで		
6月	12月入所分まで		
7月	令和8年1月入所分まで		
8月	2月入所分まで		
9月	2月入別方まで		
10月	4月入所分まで		
11月	5月入所分まで		
12月 6月入所分ま			

- ●申請書類は、提出後不足書類があった場合は、申込締切日から2開庁日後の午後5時までに提出されたものを、 当月の利用調整に反映します。それ以降に提出された書類については、翌月以降の利用調整から反映します。
- ●申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
- ●入所・転所の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
- ●内定後、再申請時は改めて全ての書類の提出が必要です。
- ●申込有効期間中に、希望保育施設変更等申込み内容を変更する場合は、P52を参照してください。
- (例)6月に7月入所の申込みをした場合
 - ・7月入所で内定しなくても、12月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
 - ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、⑥利用調整が行われます。

【年度途中の申込みと、翌年4月の申込みを両方提出する方へ】

- ●1月、2月の利用調整は、4月申込みの締切後となります。
- ●12月、1月、2月の利用調整で内定が出ると、その内定した施設に入所となるため、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。

POINT

「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知) について

- ●利用不可通知には第1希望及び第2希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- ●最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- ●上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認 定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- ●利用不可通知は、入所希望月の前月28日頃に発送します。2月入所に対する通知書は、1月上旬頃に発送します。